

にじいろ保育園南平間 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	ライクキッズ株式会社
所 在 地	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1
電 話 番 号	03-6431-9794
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 岡本 泰彦

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	にじいろ保育園南平間
施 設 の 所 在 地	川崎市中原区上平間 1183
電 話 番 号	044-511-0010
施 設 長	菅原 隆之
受 入 年 齢	生後 4 か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 9 人 1・2 歳児 42 人 3 歳以上児 79 人
開 設 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

にじいろ保育園南平間（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。つ
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

建 築 面 積	773.69 m ²
園舎の構造・規模	木造 1 階建て
園 舎 面 積	741.63 m ²
園 庭 面 積	430.00 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳 児 室	3 室	139.90 m ²	
ほ ふ く 室	一室	— m ²	
保 育 室	4 室	199.80 m ²	
遊戯室(ホール)	一室	— m ²	
医 務 室	一室	— m ²	
調 理 室	1 室	42.20 m ²	
事 務 室	1 室	33.20 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園務の統括
主任保育士	1 人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	17 人	保育業務
看護師	1 人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2 人	給食調理
事務員	0 人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります)。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時預かり事業の実施

保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わって保育を提供する。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

(3) 事業者が保護者から料金の支払いを受けたときに行う領収書の発行については、口座振替は通帳に、払込票は本人控えにそれぞれ替えるものとします。ただし、保護者から依頼があった場合については別に領収書を発行します。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	土井小児科医院
医師名	土井 啓司
所在地	川崎市中原区上平間 1 1 4 9 - 1
電話番号	044-522-1423

(2) 歯科

医療機関の名称	落合歯科医院
歯科医師名	落合 尉裕
所在地	川崎市幸区下平間 2 0 4 倉田ビル 2 階
電話番号	044-533-2133

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：コスギコモンクリニック 診療科：内科・呼吸器内科・脳神経外科 所在地：川崎市中原区小杉町 2-228-1 1 階 電話番号：044-722-5550
	医療機関名：療法人社団康久会 川崎中央クリニック 診療科：脳神経外科, 外科, 内科, 整形外科, 消化器外科, 神経内科 所在地：川崎市幸区神明町 2 - 6 8 - 7 電話番号：044-511-6333
受診医療機関②	医療機関名：内川整形外科医院 診療科：整形外科, リハビリテーション科, リウマチ科 所在地：川崎市中原区上平間 1 7 0 0 - 2 8 2 電話番号：044-555-5331
受診医療機関③	医療機関名：りえ皮フ科クリニック 診療科：皮膚科, アレルギー科 所在地：川崎市幸区新塚越 2 0 1 ルリエ新川崎 5 0 3 電話番号：044-520-0012
受診医療機関④	医療機関名：菊池眼科クリニック 診療科：眼科 所在地：川崎市幸区下平間 152-3 電話番号：044-520-6366

受診医療機関⑤	医療機関名：藤岡耳鼻咽喉科 診療科：耳鼻咽喉科, 気管食道科 所在地：川崎市幸区下平間 1 1 1 電話番号：044-511-5533
---------	--

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。												
避難・備蓄用品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・非常用電源	有	・毛布	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有										
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有										
・非常用電源	有	・毛布	有										
緊急時の伝言方法	安心伝言板で配信します												
避難場所	平間小学校（川崎市中原区上平間 1480）												

14 虐待等の防止のための措置

当園は、子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合通告することが義務付けられています。

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条にある通告義務は、守秘義務より優先される。

○児童虐待の防止に関する法律第 5 条：早期発見の義務

○児童福祉法第 25 条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こるものではありません。どの家庭にも起こりうることです。いくつもの要因が絡み合って、つらい養育状況である時、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまふことがあります。子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽に御相談下さい。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 主任 神崎 香織 ・苦情解決責任者 園長 菅原 隆之 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	佐藤 信一	044-533-2966
	岩下 和美	044-573-4603

※利用者は直接、第三者委員に対してご意見することができます。

16 利用者に対する保険内容

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ(株)の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

＜施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク＞

対人賠償	1 事故	5 億円
対物賠償	1 事故	5 億円

＜受託物リスク＞

対物賠償	1 事故	1,000 万円
------	------	----------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	100 万円
入院日額	1,500 円
通院日額	1,000 円

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

年 月 日

保育園名：にじいろ保育園南平間

説明者職氏名：園長 菅原 隆之

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、にじいろ保育園南平間の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額	支払月
月極延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除	当月
月極補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円 ※1 日額100円 ※2	当月 翌月
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円	当月
副食代	3歳以上の児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの	月額4,500円 ただし、年収360万円未満相当世帯、及び第3子以降の子どもを除く。	当月
シーツレンタル代	シーツ洗濯及び乾燥代を御負担いただくもの	月額700円	当月
実績延長保育料	月極延長申請時間を超えて児童をお預かりした場合に、延長保育料の実費相当分を御負担いただくもの	利用した延長保育時間 30分につき 500円 ※3	翌月
・連絡帳代 ・帽子代 ・フェリカカード代 ・安心伝言板カード代	入園時及び学年ごとにそろえて購入する物品代等を実費で御負担いただくもの	・連絡帳代 1冊 57円 ・帽子代 1個 759円 ・フェリカカード代 1枚 110円（1枚目は無料） ・安心伝言板カード代 1枚 330円（1枚目は無料）	翌月
おむつ定額サービス	サービスの利用料として御負担いただくもの	月額2,530円（税込） ※0歳～1歳児の希望者のみ	当月

※1 補食の提供は18時01分以降となります。また、補食代につきましては18時01分以降の延長保育申請をされた方全員が必要となります。

※2 18時01分以降の延長保育申請をされていない方が補食の提供を受けた場合には、1食100円のご請求となります。

※3 川崎市からの費用補助が無い場合、実費相当分を御負担いただきます。

※4 滞納が発生した場合、川崎市に連絡することがあります。

※5 主食代 登園日数に関わらず月額料金となります。

ただし以下の場合にご請求を免除・減額いたします。

①自治体の登園自粛基準に該当する場合のみ、日割（月の中の日数に関わらず25で割る）で利用していない分を翌月以降に減算して精算いたします。

なお自己判断による登園自粛や都合による欠席については精算の対象外となりますのでご了承ください。

②登園の見込みが1ヶ月ないことを前月25日までに申告いただいた場合、徴収を免除いたします。ただし月内に1日でもご利用があった際には翌月以降満額の徴収をいたします。日額ではございませんのでご注意ください。

副食代 主食代と同様の取扱いとなります。”

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

にじいろ保育園南平間 園長 菅原 隆之 様

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：